

国立大学法人旭川医科大学病院
アメニティ施設整備運営事業

募 集 要 項

平成 2 9 年 9 月

国立大学法人旭川医科大学

1 公募事業の概要

(1) 事業名

旭川医科大学病院アメニティ施設整備運営事業

(2) 事業場所

旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号

国立大学法人旭川医科大学病院敷地内（詳細は別紙図面Ⅰ、Ⅱのとおり）

アメニティ施設の整備用地については、別紙図面Ⅰ、Ⅱに記載した候補地の中から事業者の企画提案をもとに選定する。

※参考：病院の基本情報（平成28年度実績）

- ① ・病床数 602床
 - ・1日あたりの平均入院患者数 522人
 - ・1日あたりの平均外来患者数 1,547人
- ② 教職員数 1,341人
- ③ 学生数 学部生980人、大学院生133人

(3) 目的

国立大学法人旭川医科大学病院敷地内にて、保険調剤薬局2店舗を含むアメニティ施設（以下、「薬局等」という。）を運営できる者（以下、「事業者」という。）を公募により選定したうえで、患者をはじめとした病院利用者へのサービス向上、地域住民の利便性の向上及び民間事業者の資金と経営能力等によって建物の整備、維持管理及び運営を委ねることで、良好な保全状態を維持し、長期的な観点で維持管理経費の節減を行うことを目的とする。

(4) 事業概要

事業者は、国立大学法人旭川医科大学（以下、「本学」という。）が指定する病院の土地の一部を旭川医科大学資産貸付細則及び事業用定期借地権設定契約に基づき借り受け、本学と協議の上、(5)に記載したとおり、薬局等の運営に必要な施設整備を行い、来院者等のための薬局等の運営業務を行う。

詳細は別添「業務説明書」を参照すること。

(5) 建物及び駐車場の整備・運営内容

①建物及び駐車場の整備（施設整備）

- ・事前調査業務（敷地測量・土質調査等を含む。）及びその関連業務
 - ・施設整備に係る設計（基本設計・実施設計）及びその関連業務
- なお、実施設計は、本学と十分協議し両者の合意に基づき進めるものとする。
- ・施設整備に係る建設工事（外構、駐車場増設(現状台数より約200台分の増設)

工事を含む。) 及びその関連業務

- ・ 施設整備に係る備品調達及びその関連業務
- ・ 工事管理業務
- ・ 建設工事及びその関連業務に伴う各種申請書類の作成業務

②維持管理

- ・ 建物保守管理業務
- ・ 設備保守管理業務
- ・ 外構保守管理業務
- ・ 清掃業務

※駐車場の維持管理業務については、本学が行うことから、本事業より除く。

※なお、募集要項等に示す機能を維持するために行う修繕・更新は、その規模に関わらず、すべて「本事業」の範囲とし、事業者が実施するものとする。

③運 営

- ・ 調剤薬局の運営
- ・ 大学使用スペースの賃貸業務
- ・ 施設管理業務
- ・ 防犯・防災管理（別紙、参考－1を参照）

※駐車場の運営については、本学が行うことから、本事業より除く。

④大学使用スペースの賃貸業務

事業者は建物の一部を大学使用スペースとして整備し、本学は増設する駐車場も含めて当該スペースを事業者から賃借する。本学が支払う賃借料については、事業者が企画提案書にて提案するものとする。提案にあたっては、審査基準に記載した本学への経済的貢献をふまえ、本学が事業者を支払う賃借料と事業者が本学に支払う土地賃借料とのバランスを考慮すること。

⑤その他業務

上記業務の他、事業者自らの提案事業を遂行するために必要な業務

(6) 事業用地の貸付

①貸付内容

事業者は、本学が指定する病院の土地の一部を旭川医科大学資産貸付細則及び事業用定期借地権設定契約に基づき借り受け、同細則及び同契約に基づく借地料を本学に支払うものとする。

②事業用地

- ・ 事業者は、アメニティ施設の整備用地を別紙図面Ⅰ、Ⅱに記載した候補地から選択して提案すること。
- ・ 敷地には抵当権が設定されている（独立行政法人国立大学財務・経営センター）。
- ・ 土地の賃借権の権利登記は行わないものとするが、建物の保存登記を行うことは妨げない。

・権利義務の制限等

i 貸与地に転借権その他の使用収益を目的とする権利を設定することを禁止する。

ii 貸与地上の施設を第三者に譲渡し、又は担保の用に供することを禁止とする。

iii 貸与地の現状の変更、用途変更することを禁止とする。

③貸付期間

貸付期間は、施設の建設工事着工開始から明け渡しまでとし、そのうち運営開始から明け渡しまでの期間を20年間とする。ただし、施設の建設工事着工開始から運営開始前日までの借地料の支払いは免除する。

④借地料

事業者に貸与する土地の借地料は、本学の「国立大学法人旭川医科大学資産貸付細則」に基づき、事業者が不動産鑑定士により算出した鑑定評価額を基に算定し提案すること。

⑤事業期間終了後の明け渡し

事業期間終了後は当該土地を更地として返還すること。建物に杭がある場合は、その撤去も行う。

ただし、本学が残存施設の利用を希望した場合は、現状有姿にて返還し、その場合には、本学に所有権が移転することを承諾し、これに伴い、本学への所有権移転登記手続きに協力すること。

⑥その他

・貸与地の既存構築物、電話線等及び埋蔵物の撤去並びに整地は、事業者の負担とする。

・事業用定期借地権設定契約書は公正証書とし、その作成費用は全て事業者の負担とする。

・施設整備に伴う土地及び建物の公租公課（不動産取得税、登録免許税、固定資産税、都市計画税）が課せられた場合は全て事業者の負担とし、土地の公租公課については、本学が納付するが、事業者は、借地料とは別に公租公課相当額を本学に支払うものとする。

2 国立大学法人旭川医科大学病院アメニティ施設整備運営事業に係る要求事項等

要求事項等を以下に示す。応募者はこれらの事項を踏まえ、提案を行うこと。

- (1) 施設及びその設備等の初期の機能および性能等を常に発揮できる最適な状態に保ち施設の利用者が安全かつ快適に利用できるような品質、水準等を保持すること。

なお、「施設及びその設備等」とは大学が使用するスペースを含む本事業全体のエリアを指す。

- (2) 建物内の2階に本学が使用するスペースを確保すること。

- (3) 建物内には少なくとも1カ所男女別のトイレを設置することとする。また身障者用トイレを設けることとする。

- (4) 貸付期間は、施設の建設工事着工開始から明け渡しまでとし、そのうち運営開始から明け渡しまでの期間を20年間とする。ただし、施設の建設工事着工開始から運営開始前日までの借地料の支払いは免除する。

- (5) 事業用地の貸付形態

- ①有償・無償の別

有償とする。

- ②借地料

業務説明書による。

借地料は、原則年額分を一括払いとする。ただし、書面（様式任意）による申し出があった場合で本学がこれを承認した場合には、月額払いも可能とする。

指定期日までに借地料を支払わないときは、その翌日から支払日までの日数に応じ、年6%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

- ③運営開始日

平成30年10月1日（予定）

- (6) 詳細は別添「業務説明書」を参照すること。

3 応募資格

本公募に応募することのできる者は、単独企業（以下「参加企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）とし、参加企業又は参加グループには、アメニティ施設に入居する調剤薬局の運営企業を少なくとも1社含むこととする。

参加グループの場合は、代表法人と構成員で構成することとし、その代表法人および構成員は、他の応募者として重複参加することはできない。

参加企業又は参加グループの構成員（代表法人を含む）のいずれも、以下の条件を全て満たす者とする。

- ① 国立大学法人旭川医科大学契約細則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- ② 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと。
- ④ 国又は地方公共団体もしくは本学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ⑤ 法人等の財務状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ⑥ 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、平成29年度に北海道地域の「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること（資格審査結果通知書の写しを提出のこと）。
- ⑦ 不正及び不誠実な行為がないこと。

また、アメニティ施設に入居する調剤薬局の運営企業については、以下の条件を全て満たす者とする。

- ① 必要な有資格者を配置して保険調剤薬局を開設・運営できる者であること。
- ② 北海道内に本社・支店・営業所を有する者であること。

4 募集要項等の交付

(1) 交付期間

平成29年9月27日(水)～平成29年10月6日(金)
土、日、祝祭日を除く9時00分～17時00分

(2) 交付場所

国立大学法人旭川医科大学総務部施設課施設企画係(本部管理棟1階)
〒078-8510 旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号
電話0166-68-2173 FAX 0166-68-2169
電子メール sis-kikaku@jimu.asahikawa-med.ac.jp

(3) 交付方法

直接来学の場合は、電子媒体により交付するので、記憶媒体(USBメモリ等)を持参すること。また、旭川医科大学のホームページにて公開するので、期間内はダウンロードも可能。

(4) 質疑応答

募集に関する質問事項は、文書(任意様式)により旭川医科大学総務部施設課施設企画係(本部管理棟1階)まで提出すること。

提出期限は、平成29年10月6日(金)17時00分までとする。

提出方法は、持参又は宅配便・配達記録郵便とし、提出期限内に必着のこと。

回答については原則、質問者を特定できないようにした上で、旭川医科大学総務部施設課施設企画係(本部管理棟1階)で閲覧できる。

閲覧期間は、平成29年10月16日(月)9時00分～17時00分とする。

5 参加資格確認申請書等の提出

応募事業者は「3 応募資格」に掲げる参加資格を有する事を証明するため、「参加資格確認申請書」を本学に提出しなければならない。

(1) 提出期限

平成29年10月16日(月) 17時00分までとする。

(2) 提出場所

前記4の(2) 交付場所に同じ

(3) 提出書類

- ・参加資格確認申請書(様式1)
- ・事務連絡担当者等届(様式2)(グループの場合は代表法人のみ)
- ・会社概要又はこれに準ずるもの(グループの場合はそれぞれ)
- ・法人等の決算関係書類(直近の過去2年分)の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書又はこれに準ずる書類(グループの場合はそれぞれ)
- ・過去2年間の納税証明書若しくはその写し(法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等)(グループの場合はそれぞれ)
- ・国の競争参加資格(全省庁統一資格)の資格審査結果通知書(写し)(グループの場合はそれぞれ)
- ・登記簿謄本(グループの場合はそれぞれ)
- ・取引停止処分等に関する誓約書(様式3)(グループの場合はそれぞれ)
- ・談合等不正行為に関する誓約書(様式4)(グループの場合はそれぞれ)
- ・暴力団排除に関する宣誓書(様式5)(グループの場合はそれぞれ)

(4) 提出方法

提出方法は、持参又は宅配便・配達記録郵便とし、提出期限内に必着のこと。

(5) 参加資格確認審査結果の通知

審査結果は平成29年10月24日(火)までに、書面により通知する。

(6) 参加資格がないと認めたものに対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、国立大学法人旭川医科大学長に対して参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面(任意様式)により説明を求める事ができる。

- ・提出期限：平成29年10月27日(金) 17時00分
- ・提出先：前記4の(2) 交付場所に同じ

- ・提出方法：上記 5 の（4）提出方法に同じ
- ・回 答：平成 2 9 年 1 1 月 9 日（木）までに、書面により回答する。

（7）参加資格確認申請後の辞退について

参加資格確認申請書等の提出後に辞退する場合は、本学まで連絡のうえ、速やかに辞退届（様式 7）を提出すること。

6 応募書類の受付等

(1) 受付期間

平成29年10月25日(水)～平成29年11月14日(火) 17時00分
までとする。

※期日厳守(郵送の場合は提出期限内に必着のこと)

(2) 提出方法

持参又は宅配便・配達記録郵便とする。

なお、持参の場合は、9時00分～17時00分までとする。

(3) 提出先

前記4(2) 交付場所に同じ

(4) 応募時の提出書類及び部数

① 応募申込書(様式6)・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

・ 応募申込書(様式6)には、別添「業務説明書」を参照し、企画提案書を紙媒体で15部作成し添付すること(うち12部については、表紙及び中身を含め提案事業者名を特定できる表現は一切記載しないこと)。また、電子データ(PDF形式)を提出すること。なお、それ以外は、応募者の判断により作成すること。

・ 企画提案書については、用紙サイズをA4縦判、横書きとする。また、図面に限りA3判も可とする。

・ 作成費用については、選定結果に関わらず企画提案者の負担とする。

② その他添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部

・ 類似業務の運営(受託)実績の一覧
・ 今回の提案をするために必要な免許等の写し

※応募者から提出された書類は、本件業務の事業者選定のための目的のみに使用する。なお、提出された書類は返却しない。

(5) 企画提案書の記載事項

審査基準を参照したうえで、企画提案書には下記の項目について記載すること(様式は任意)。

- ① 事業実施にかかる体制・人員・スケジュール(審査基準1. ①～⑤)
- ② 事業に関する理解・基本的な考え方(審査基準2. ①、②)
- ③ 施設の配置・規模・レイアウト(審査基準2. ③)
- ④ 施設の内容・特長(審査基準2. ④～⑤)
- ⑤ 提供するサービスの内容・特長(審査基準2. ⑥～⑩)

- ⑥ 事業収支計画（事業者が支払う借地料、本学が支払う大学使用スペースの賃料の提案を含む）（審査基準 2. ⑪～⑫）

7 事業者の選定

（1）選定方針

選定は次の２段階とする。

①基礎審査

提出された参加資格確認申請書に基づき、参加資格を評価する。基礎審査により、参加資格を満たしていない事業者は次の実質審査の対象としない。

②実質審査

提出された提案書類に基づき、提案内容の書類評価およびプレゼンテーションを実施し、優先交渉権者を決定する。

なお、応募事業者が多数の場合は、書類評価に基づき 3～5 社に絞り込んだ上でプレゼンテーションを行う場合がある。

（2）実質審査による選定方法

提案された応募書類について、選考審査委員会にて、提出された書類及び企画提案者によるプレゼンテーションを審査し、各委員の評価点を合計して最も高い得点の者を優先交渉権者として選定する。なお、プレゼンテーションの開催日時等の詳細については企画提案書等の提出以降、書面により各企画提案者に通知する。

選定結果は、応募者全員に平成 29 年 12 月 12 日（火）までに文書にて通知する。

（3）審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

8 契約等の締結

(1) 事業協定書の締結

本学は、優先交渉権者と協議を行い、協議の結果、両者が合意に至った場合には当該優先交渉権者と事業協定書を締結する。合意に至らなかった場合には、次点者との協議を開始する。

(2) 事業用定期借地権契約の締結

本学及び優先交渉権者は、事業協定書締結後、事業用定期借地権契約の締結に向けて、次の事項について協議を行う。また、優先交渉権者は、事業協定書締結後、本学に事業計画書を提出する。

① 事業体制

設計業者、建設業者、維持管理業者、当初入居者等の確認

② 提案内容確認および事業計画書

③ 基本設計方針

④ 実施設計スケジュール及び設計概要

⑤ 施設等の建設工事・工程に関する具体的な条件

⑥ 運営に関する具体的な条件

⑦ 事業計画を進めるに当たっての双方の義務及び費用負担

⑧ その他、本学が必要と認める事項

協議の結果、双方合意に至った場合は、その協議結果を基に事業用定期借地権契約を締結する。

(3) 契約の条件

① 事業の実施

事業者は、募集要項、業務説明書、事業協定書、事業計画書に従い、本事業を実施すること。

② 契約保証金の納付

事業者は、事業用定期借地権契約締結後、同契約の定める期日までに契約保証金を本学に納付すること。

契約保証金は、本契約終了後、無利息にて返還する。ただし、契約保証金は、本契約終了のときに、事業者が債務不履行があった場合、施設の撤去等の原状回復義務が未履行である場合には、これらへの補填のために優先的に充当する。なお、原則として契約保証金の額は、実施設計を経て確定した施設の構成等を考慮し、契約までの間に本学と事業者間で協議の上、両者が合意した上で確定するものとする。

③ 事業者の債務不履行に対する措置

本事業期間中、次に掲げる場合は、本学は事業者に対して事業協定書記載の本事業および事業用定期借地権契約の全部を終了させることができる。

また、事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、本学は、催告しないで、直ちに事業用定期借地権契約を解除することができる。

- (1) 事業用定期借地権契約で定める借地料の支払いを怠ったとき。
- (2) 事業用定期借地権契約の定めに反し、賃借権の譲渡、転貸等を行ったとき。
- (3) 事業用定期借地権契約の定めに反し、用途外使用をしたとき。
- (4) 事業用定期借地権契約の定めに反し、本学の事前承認なく増改築を行ったとき。
- (5) 事業用定期借地権契約において定める報告義務等を履行しないとき。
- (6) 銀行が支払いを停止し、他から財産の差押え、仮差押え、仮処分を受け、または競売、破産、民事再生、会社更生の申立があったとき。
- (7) 営業の全部もしくは重要な一部を譲渡し、休業もしくは廃業し、または会社を解散するとき。
- (8) 甲に提出した誓約事項に関する書類に事実と異なる事項が存し、同事項が甲乙間の信頼関係を破壊する内容である場合

事業者は、事業用定期借地権契約を解除された場合においては、本学が受けた損害を賠償しなければならない。

④ 事業用定期借地権契約存続期間満了前の事業者からの解約申入れ

事業者は、存続期間満了前に事業用定期借地権契約の解約を申し入れることはできないが、事業者が違約金を支払った場合には、解約が可能となる。違約金の額は、解約日から存続期間満了日までの借地料相当額とするが、仮に、本学が本件土地上の建物の取得を希望した場合には、建物の所有権が本学に移転することに留意されたい。

⑤ 第三者に及ぼした損害等

本事業を実施するにあたり、第三者に損害を及ぼした場合は、事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち本学の責に帰すべき事由により生じたものは、本学が負担する。

⑥ 業務内容の変更

当初定めた業務内容について、追加、変更等を行う場合は、本学の承認を得るものとする。

⑦ 土地利用の制限

事業者は、事業用定期借地権契約に定めた目的以外に貸与地を利用することはできない。

⑧ 事業期間終了後の措置

事業者は、原則として、本事業期間終了後速やかに貸与地を更地として返還することとするが、本学が残存施設の利用を希望した場合は、現状有姿にて返還す

ることとする。

なお、事業者は、貸与地の返却前に地質調査を行い土壌汚染等が確認された場合は、事業者の責任で処理をするものとする。

9 スケジュール

	日 程	内 容
①	平成29年9月27日(水) ～10月6日(金)	募集要項等の交付期間
②	平成29年9月27日(水) ～10月16日(月)	参加資格確認申請書の受付期間
③	平成29年10月6日(金)	募集要項等に関する質疑の受付締切
④	平成29年10月16日(月)	募集要項等に関する質疑回答の公表
⑤	平成29年10月24日(火)	参加資格確認審査結果の通知
⑥	平成29年10月27日(金)	参加資格確認審査結果にかかる理由説明依頼の受付締切
⑦	平成29年11月9日(木)	参加資格確認審査結果にかかる理由説明の回答
⑧	平成29年11月14日(火)	企画提案書、その他各種書類の受付締切
⑨	平成29年12月上旬	企画提案者のプレゼンテーション
⑩	平成29年12月12日(火)	優先交渉権者等の審査結果通知日
⑪	平成29年12月下旬	事業協定書の締結
⑫	平成30年1月中旬	資産使用許可書、事業用定期借地権設定契約の締結

10 その他

本要項及び旭川医科大学資産貸付細則及び事業用定期借地権設定契約書に記載のない事項については、本学と事業者双方が誠意をもって協議し定めるものとする。

防災・防火管理

建築新営に伴い、下記の防災・防犯設備を設けるものとする。

区分	設備名称	本学における設置状況	建物用途別設置基準		
			(4)項 店舗	(6)項イ 病院	(15)項 事務所等
防災設備	誘導灯	有	設置義務有り	設置義務有り	
	非常警報設備	有	収容人員 50 人以上の場合、設置義務有り	収容人員 20 人以上の場合、設置義務有り	収容人員 50 人以上の場合、設置義務有り
	消火器	有	延面積 150 m ² 以上の場合、設置義務有り	延面積 150 m ² 以上の場合、設置義務有り	延面積 300 m ² 以上の場合、設置義務有り
	自動火災報知設備	有	延面積 300 m ² 以上の場合、設置義務有り	延面積 300 m ² 以上の場合、設置義務有り	延面積 1,000 m ² 以上の場合、設置義務有り
	屋内消火栓	有	延面積 2,100 m ² 以上の場合、設置義務有り	延面積 2,100 m ² 以上の場合、設置義務有り	延面積 3,000 m ² 以上の場合、設置義務有り
	スプリンクラー設備	有	延面積 3,000 m ² 以上の場合、設置義務有り	延面積 3,000 m ² 以上の場合、設置義務有り	
防犯設備	常駐警備	有	病院敷地内のため、本学発注の警備業務に併せて警備を行う。経費は事業者負担とする。		
	非常通報ベル	無	必要に応じて設置する。設置経費及び維持管理経費は事業者負担とする。		
	放送設備	有	本学の放送設備（一般放送・非常放送）と連動させる。設置経費及び維持管理費は事業者負担とする。		
	防犯カメラ	有	必要に応じて設置する。設置経費は事業者負担とし、録画装置を使用する場合は維持管理経費も負担する。		
	オンラインセキュリティ	無	必要に応じて設置する。設置経費及び維持管理経費は事業者負担とする。		

消火設備は建物の用途・面積等により設置内容が異なるが、本建物は面積に関係なく消火器及び自動火災報知機（本学防災センター防災盤に連動）を設置する。設置経費及び維持管理経費は事業者負担とする。

消防計画について

消防計画は双方がそれぞれ作成する。

火災時の協力体制を記述することとする。

審査基準

I. 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行う。各評価項目は本学が要求する必須の項目として審査するが、下記の評価方法による得点が最も高い者を採択案件に決定する。

II. 審査方法

企画提案書に基づき、選考審査委員会において書類審査及びプレゼンテーション審査を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料を求めることがある。

III. 評価方法

評価は下記の各項目について別紙の評価基準によるものとする。評価項目は必須の項目とするが、項目により評価基準のとおり異なる得点配分とする。選考審査委員会の各委員が各々評価した結果を合計したものを当該提案者の得点とする。各項目に対して提案がない場合、若しくは、サービスが提供できない場合は不採択とする。

1. 事業実施主体に関する評価（調剤薬局の運営企業も含めて）

- ① 組織体制・人員
- ② 事業を遂行するための技術力等
- ③ 事業スケジュール
- ④ 類似事業の実績
- ⑤ 財務状況

2. 事業内容に関する評価

- ① 事業趣旨の理解及び本学の理念・目標と合致した提案内容
- ② 事業推進の方法、体制
- ③ 施設の配置、規模、レイアウト
- ④ 高齢者・障害者・車椅子使用者・点滴スタンドを持っている患者等への配慮
- ⑤ 施設の維持管理への配慮
- ⑥ 調剤業務の正確性・危機管理体制および地域医療に貢献する体制
- ⑦ サービスの質および患者等への対応
- ⑧ 営業日・時間の充実
- ⑨ 災害・防犯対策
- ⑩ 従業員の教育体制の充実
- ⑪ 事業の収益性・継続性
- ⑫ 経済的貢献度

審 査 基 準

評価項目	評価の視点	配点
1. 事業実施主体に関する評価（調剤薬局の運営企業も含めて）		
① 組織体制・人員	事業実施に必要な組織体制・人員が整っているか。	10
② 事業を遂行するための技術力等	事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するために技術力及びノウハウを有しているか。	10
③ 事業スケジュール	募集要項の事業スケジュールを踏まえ、契約締結から運営開始までの具体的なスケジュールが適切であるか。	10
④ 類似事業の実績	提案内容を効果的に遂行するために必要な類似事業の実績を有しているか。	10
⑤ 財務状況	財務状況の評価により経営基盤が確立しているか。	10
2. 事業内容に関する評価		
① 事業趣旨の理解及び本学の理念・目標と合致した提案内容	利用者の利便性を第一とする本学のニーズに適合した提案内容であり、また、本学の理念目標と合致し、考慮がなされているか。	20
② 事業推進の方法、体制	業務を適切かつ効率的に行うための組織体制が確立されており、運営にあたっては大学との意思疎通を図るための効率的な方策がとられているか。	20
③ 施設の配置・規模・レイアウト	病院建物及び周辺地域との景観を考慮し、デザインや色彩に工夫がみられ、各用途に応じて適切な部屋面積が確保され、適切な構造となっているか。また、病院建物からの動線、バス停からの動線が適切か、および駐車場への安全な動線が確保されているか。	20
④ 高齢者・障害者・車椅子利用者・点滴スタンドを持っている患者等への配慮	ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに対する配慮に工夫がみられるか。	10
⑤ 施設の維持管理への配慮	省エネを含めて、建物設備に関して省メンテナンス及び長寿命化を考慮した方策がとられており、維持管理経費の縮減に工夫がなされているか。	10
⑥ 調剤業務の正確性・危機管理体制および地域医療に貢献する体制	正確な調剤業務、過誤への適切な対応に加え、地域の保険医療機関、北海道薬剤師会等との連携の下で医薬品の適正使用を推進し、地域医療へ貢献する体制を有しているか。	20
⑦ サービスの質および患者等への対応	低廉かつ高品質なサービスの提供、ニーズの変化や苦情等への対応、混雑緩和及び混雑に伴うサービスの低下防止に向けて、企業努力やその工夫が認められるか。	10
⑧ 営業日・時間の充実	利用者のニーズに適合した柔軟な営業日・時間等が設定されているか。	10
⑨ 災害・防犯対策	安全性・防犯性に対する配慮に工夫がみられ、災害・事故・犯罪等の発生時は速やかに対応できる体制がとられているか。	10
⑩ 従業員の教育体制の充実	本事業が病院利用者へのサービスの提供が目的であることを鑑み、接遇面・衛生面等の教育が積極的になされる体制であるか。	10
⑪ 事業の収益性・継続性	事業収支計画が建築計画および維持管理、運営計画と整合がとれており、社会情勢の変動等によるリスク対策が講じられているか。	20
⑫ 経済的貢献度	事業者が本学に支払う借地料等について、事業者の経営努力に工夫がみられ、経済性の高い設定となっているか。	20

計 230

○ 評価基準

大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
配点×1.0	配点×0.8	配点×0.6	配点×0.4	配点×0.2

